

様式第 21 (第 41 条関係)

区分	一般信書便事業者	特定信書便事業者
----	----------	----------

注 区分の欄は、該当事項を○で囲むこと。

信書便事業実績報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日^①から平成〇〇年〇月〇〇日まで

平成〇〇年〇月〇〇日^②

総務大臣^③ 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、
名称及び代表者名の氏名を記載することとし、代表者が自筆で
記入したときは、押印を省略できる。) 印

許可の番号及び年月日

1 引受信書便物数実績

役 務	引受物数 (通)	営業収入 (千円)
一般信書便役務		
特定信書便役務	○号役務 ○,〇〇〇 ^⑥ ○号役務 ○,〇〇〇 ^⑥	○号役務 〇〇〇,〇〇〇円 ^{④⑥} ○号役務 〇〇〇,〇〇〇円 ^{④⑥}
国際信書便の役務		
そ の 他		
合 計	○,〇〇〇通	〇〇〇,〇〇〇円 ^⑤

注 1 役務の欄には、該当事項を○で囲むこと。また、引受通数については、引き受けたことを記録する役務については実数を、引き受けたことを記録しない役務については営業収入を当該役務の基本料金の平均額で割り戻す等の適宜の方法により推計して計上するとともに、算出方法を添付すること。

2 特定信書便事業の欄には、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 7 項に掲げる区分ごとに引受通数を計上すること。

3 国際信書便役務の欄には、取扱地ごとに区分して引受通数を計上すること。

2 信書便差出箱設置数

信書便差出箱設置数	個
-----------	---

(年 3 月 31 日現在)

注 一般信書便事業者のみ記載すること。また、国勢調査の結果が新たに公表された年は、適宜の様式により第 9 条第 1 号イからホまでに掲げる市町村又は特別区の区分ごとに各市町村又は各特別区に設置する信書便差出箱設置数を報告すること。

記 載 要 領

- ① 当該事業実績報告書の該当年度途中で特定信書便事業を開始した場合は、当該事業開始日を記載願います。
- ② 提出年月日を記載願います。
- ③ 提供区域が中国地方のみの事業者は中国総合通信局長あてに提出願います。
- ④ 出来る限り 1 円単位での記載をお願いします。
- ⑤ 決算時期が 3 月の事業者の場合は、営業収入の合計額が、営業概況報告書の信書便事業の営業収入額と一致しているかご確認をお願いします。
- ⑥ 複数の特定信書便役務を提供している場合は、1 号・2 号・3 号の各役務の区分ごとに記載してください。また、当該役務で実績がない場合は、「0」を記入願います。
- ⑦ 紛失・き損の実績があった場合は、その具体的な内容について別に報告をお願いします。
- ⑧ 事業用不動産には本社も含まれていますので、表中に記載して下さい。ただし、支店のみで信書便の業務を行い、本社で全く信書便の業務を行わない場合は記載は不要です。
- ⑨ 見取図については、事業許可時又は前年度事業実績報告書と事業用不動産に変更がない場合は、添付する必要はございません。

3 紛失その他の事故の状況^⑦

紛失 (件)	き損 (件)

4 事業用不動産^{⑧⑨}の一覧

名称	所在地	面積 (㎡)	営業所の 設置の有無

(年 3 月 31 日現在)

注 1 事業用不動産の所在地ごとに記載すること。この場合において、事業用不動産の所在地は、都道府県ごとに整理して記載すること。

2 営業所（信書便物の引受けの業務を行う場所をいう。）又は事業場（信書便物の引受け、表示、区分、配達、保管その他の信書便の業務を行う場所をいう。）の用に供する場所がある事業用不動産については、その見取図を添付すること。また、見取図には、「信書便物の引受けの業務を行う場所」、「信書便物であることの表示の業務を行う場所」、「還付できない信書便物の措置の業務を行う場所」のように、当該場所において行われる作業内容、面積及び信書便事業「専用」又は「兼用」の別を記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。